

第5号議案

京都地方税機構地方事務所設置条例制定の件

京都地方税機構地方事務所設置条例を次のように定める。

平成21年12月13日提出

京都地方税機構
広域連合長 山田 啓二

京都地方税機構地方事務所設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第156条第1項に規定する行政機関の設置並びに名称、位置及び所管区域について定めるものとする。

(地方事務所)

第2条 滞納処分及びこれに関連する事務を分掌させるため、地方事務所を設置する。

2 地方事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所管区域
相楽地方事務所	木津川市	木津川市、相楽郡
山城中部地方事務所	宇治市	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久世郡、綴喜郡
乙訓地方事務所	向日市	向日市、長岡京市、乙訓郡
中部地方事務所	亀岡市	亀岡市、南丹市、船井郡
中丹地方事務所	福知山市	福知山市、舞鶴市、綾部市
丹後地方事務所	京丹後市	宮津市、京丹後市、与謝郡

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。